

平成 30 年 9 月 7 日

各専門職大学院基準（改定案）に対する 意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
基準委員会
委員長 圓 月 勝 博

本協会の法科大学院基準、経営系専門職大学院基準、公衆衛生系専門職大学院基準、知的財産専門職大学院基準、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準及びデジタルコンテンツ系専門職大学院基準の各改定案に対して、関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	各専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	平成 30 年 7 月 11 日（水）～同年 7 月 27 日（金）
3	意 見 提 出 者 数	4 大学 1 機関
4	内容別にみた意見件数	8 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

各専門職大学院基準（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準（大項目）></p> <p>2 教育の内容・方法・成果（1）教育課程・教育内容 評価の視点 2-4（7 頁）</p> <p><意見></p> <p>教育課程連携協議会について、「その際、（1）以外の者が過半数であること。」と示されている。専門職大学院設置基準の改正案第 6 条の 2 には示されていないが、29 文化高第 542 号による通知文に留意事項として示されていた。基本的には、大学院における教育の決定権は大学院にあるべきである。</p> <p>しかしながら、通知文として明示された留意事項を遵守せざるを得ない現状があるとすれば、（2）の条件を 2 つに分けていただきたい。つまり、（2）では職能団体を中心に記し、（3）として「公衆衛生分野に関連する事業を行う者による研究団体の関係者であって、公衆衛生分野の実務に関し豊富な経験を有する者」を独立させていただきたい。</p> <p>実践者を育成する専門職大学院であっても、現状を改善する能力は必要であり、そのための研究的視点に基づく意見は貴重である。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>研究的視点に基づく教育課程の編成は極めて重要なことであると考えます。一方で、教育課程連携協議会の構成について、職能団体や事業団体の関係者と研究団体の関係者をそれぞれ必置とすることは、必ずしもすべての専門職大学院に求め得ることではないと考えられるため、原案の通りとします。</p>

各専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
2	<p><基準（大項目）> 公衆衛生系専門職大学院基準 2 教育の内容・方法・成果 （1）教育課程・教育内容 評価の視点2－4</p> <p><意見> 教育課程連携協議会の設置は、教育の質の改善、卒業生のキャリア支援、公衆衛生大学の世の中への周知等の点で、大変重要な役割を担うと考え、その設置が基準に含まれたことはとても意義のあることだと考えます。設置の条件に沿って、さっそく人選等、設置の準備を進めていきます。</p>	—	—
3	<p><項目> 法科大学院基準 2 教育の内容・方法・成果 （1）教育課程・教育内容 評価の視点2－7（2）</p> <p><意見> 教育課程連携協議会の構成員について、各専門職大学院基準では「〇〇分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する職能団体、事業者団体若しくは関連する事業を行う者による研究団体の関係者であって、〇〇分野の実務に関し豊富な経験を有する者」とあるが、平成31年4月1日施行の専門職大学院設置基準では「イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活</p>	<p>「（2）法曹又は当該職業分野に関連する職能団体、事業者団体若しくは関連する事業を行う者による研究団体の関係者であって、法実務に関し豊富な経験を有する者」とあるものを、</p> <p>「（2）法曹又は当該職業分野に関連する<u>団体（職能団体、事業者団体、当該分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するもの</u>の関係者であつ</p>	<p>ご意見を踏まえ、より正確に法令の趣旨を表現するように改めます。</p>

各専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>動するもの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）」となっている。各専門職大学院基準の方にも「広範囲の地域で活動するもの」という文言を加えるべきではないか。</p>	<p>て、法実務に関し豊富な経験を有する者」と修正します。</p> <p>また、他の専門職大学院基準についても同様に修正します。</p>	
4	<p><基準（大項目）> 公衆衛生系専門職大学院基準 2 教育の内容・方法・成果（2）教育方法 評価の視点2-29</p> <p><意見> 2行目、「人間性と論理性を基盤とし、一後略一」とあるが、「人間性、倫理性及び論理性を基盤とし」のように、倫理性を加えるべきである。公衆衛生系の領域では、倫理性が重要である。</p> <p>「一前略一 組織として教員の指導能力の向上に努めていること」とあるが、この場合の教員には“みなし専任教員”も含むことを明記すべきである。</p> <p>実務家教員のうち2/3の範囲内で年間4単位を担当すれば“みなし専任教員”として組織運営に責任を負うことができる。“みなし専任教員”については、教育指導能力の向上を求めるべきであり、それを明記すべきである。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ご意見を賜った箇所は、このたびの改正対象でないため、原案の通りとします。今後、基準を総合的に見直す機会にご意見を踏まえて検討することとします。</p>

各専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
5	<p><項目> デジタルコンテンツ系専門職大学院基準 3 教員・教員組織 評価の視点3-2</p> <p><意見> 視点番号3-2を削除していますが、専門職大学院設置基準は以下の通り改正されています。専門職大学院の専任教員に係る要件は緩和されていますが、要件が廃止されたわけではないので、視点番号3-2の削除は避け、改正内容に合わせて修正すべきでしょう。 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令等の公布について (通知) http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1404264.htm</p>	修正なし。	<p>法令改正により兼任教員も一定の範囲で専任教員として認められることとなりましたが、「1専攻に限り専任教員として取り扱われていること」とし兼担を許容しない評価の視点3-2は、改正された法令の趣旨に矛盾してしまいます。専任教員の基本は、当該専門職大学院に属し専らその教育研究にあたる者であることはご指摘の通りですが、上記の矛盾を回避する必要性、また、これに相当する法令上の規定が削除されていることと平仄を取る必要性から、評価の視点3-2の削除が適切と考えます。</p>
6	<p><基準（大項目）> 公衆衛生系専門職大学院基準 3 教員・教員組織 評価の視点3-3</p>	修正なし。	<p>ご意見を賜った箇所は、このたびの改正対象でないため、原案の通りとします。専任教員の資格要件については、別機会に改めて検討することとします。</p>

各専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見></p> <p>専任教員資格として、専門職大学院設置基準に則って1～3が示されている。質を担保するためにもう少し踏み込んだ形で原則を記していただきたい。</p> <p>「1 一前略一 教育上又は研究上の業績を有する者」と示されているが、「又は」で結ばれているため、どちらか一方を満たせば「良し」となる。質担保のための基準が必要である。何をもって評価するのか、基本的な評価基準を示していただきたい。第2項についても同様であり、基本的な評価項目だけでも示すべきである。</p>		
7	<p><基準（大項目）></p> <p>経営系専門職大学院基準</p> <p>3 教員・教員組織</p> <p>評価の視点3－4</p> <p><意見></p> <p>本研究科は専門職大学院ではないため、いただいた資料だけを拝読して、気になった点を意見として申し上げます。設置基準等で規定されている場合には、ご放念ください。</p> <p>実務家教員は、専任教員の3割以上とされています。しかし、近年の大学予算配分の削減により、人件費が削減されている大学（これに伴い新規採用を抑制している大学）も多いと思います。こうした現状を踏まえると「専任教員の3割」（兼担を含むとはされてい</p>	修正なし。	ご意見を賜った箇所は、このたびの改正対象でないため、原案の通りとします。理論と実務を架橋する教育が求められる専門職大学院においては、必要な数の実務家教員が求められるところです。なお、意見No.8の点も含め、専門職大学院における実務家教員に関することは、別機会に改めて検討することとします。

各専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>ますが) というハードルは高いと思われます。もちろん、専門職大学院という性格上、0にするべきということではありませんが、既存の専門職大学院はともかく、新設でこの基準を満たすことは困難だと思われるので、猶予期間を設けることも検討された方が良いかと思います。</p>		
8	<p><基準（大項目）> 経営系専門職大学院基準 3 教員・教員組織 評価の視点3-5</p> <p><意見> 実務家教員の定義を「5年以上の実務経験を有し、かつ、高度な実務能力を有する教員」としていますが、例えば、大学教員の中には、実務から離れて時間が経過している教員もいると思います。他方で、近年では、社外役員を務めている教員もいると思います。これらの教員も実務家教員とするのかがわかりません。「高度な実務能力」ということで、各大学院で判断するというのであれば、評価基準をお示しいただいた方が、評価の客観性が確保できると思います。</p>	修正なし。	同上

以上